

第 29 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年 11 月 28 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 07 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室 3-A

3 出席委員（22 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	10 番	深松	俊英
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 欠席委員（2 名）

	2 番	菅野	能稔
	7 番	前川	厚司

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 令和元年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について

第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 非農地判定について
- 第7号 幕別町に対する意見書について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 高橋 宏邦 |
| | 農地振興係長 | 岩岡 夢貴 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
| | 農地振興係主査 | 菅原美栄子 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第30回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に11番 蛭原委員、12番 石川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、2番 菅野委員、7番 前川委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和元年度農地パトロール、利用状況調査の結果について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「令和元年度農地パトロール、利用状況調査の結果について」、9月の農地パトロール、利用状況調査を実施した結果、利用意向調査に該当する農地はありませんでしたが、非農地判定をした案件が1件ありますことを報告します。以上説明を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p>

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、
ほか 計3法人から提出がありましたので報告いたします。
書類等完備されておりましたので受理いたしました。
以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。
事務局から報告第3号1番から11番の説明をいたします。

事務局

報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。
案件は議案書1ページから4ページの今月18日、20日及び21日に町公社が利用調整を行った11件であります。内容につきましては記載のとおりです。
以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番から11番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第3号1番から11番については報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。
議案第1号1番から4番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第1号1番から4番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第2号1番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から8番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、売買を行うために解約するものです。
以上の8件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約が、なされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番から8番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号9番、10番につきましては、鯖戸代理の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(23番 鯖戸代理退席)

それでは、議案第2号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番から10番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、売買を行うために解約するものです。
以上の2件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。

(23番 鯖戸代理 着席)

議長

次に、議案第2号11番から19番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号11番から19番について議案書をもとに朗読】

11番から12番の案件は、利用調整を行うために解約するものです。
13番以降の案件は、売買を行うために解約するものです。
以上の9件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番から19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号11番から19番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11番	11番説明します。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定は問題ないと思います。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第3号3番、4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号5番、6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号5番、6番について議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第3号5番、6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号7番から10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番から10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページから5ページのとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号7番から10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、今年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号11番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号12番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号12番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ下段から7ページのとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号12番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号12番から14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号15番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号15番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、今月21日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号15番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、10月に町公社が利用調整を行い、同じく10月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号16番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号17番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号17番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号18番は原案のとおり可決されました。

13番 聞きたいことがあるんですけども、議案3号の13番と14番なんですけれどもこの譲受人の経営面積が13番では28haになって14番では31haになっているんですけども、ここの違いはどういう意味なんですか。同じ方なんですよね。

事務局 ■■■さんですよ。

13番 はい。

議長 13番、14番。■■■さんの件ですか。

事務局 譲受人の調査書の面積が違う

議長 どうですか、事務局

事務局 私のほうから説明いたします。こちらの調査書の面積は、取得後の面積ということで、それぞれの、■■■さん今回2案件出てきていますので、もともとの経営地から今回取得する分の足した分をそれぞれ合計という風にしております。一応総会が通らないとトータルにはなりませんので、そういった提案をさせていただいてるところでございます。よろしくお願ひします。

議長 森委員、今の説明でよろしいでしょうか。

13番 はい。

議長 次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、帰山委員、事務局

とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番、4番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添、調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明します。これらの案件は今年20日に石川委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、今年20日に石川委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第4号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 続きまして、所有権に移ります。

【議案第4号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第4号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

1番 1番ご説明申し上げます。この案件は、親子間の生前贈与ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくご説明申し上げます。

議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号7番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号8番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号8番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は別添、調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
5番	<p>5番説明いたします。この案件は、今日18日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号8番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号9番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号9番、10番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は別添、調査書9ページ、10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>

議長	大変失礼いたしました。私のほうから9番だけ申し上げましたけれども、9番、10番ということで出させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは地区担当委員から、説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。これらの案件につきましては、今日18日に渡邊委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
13番	はい。この譲受人の耕作面積の62haなんだけれども8番から10番まで、先ほど私が質問したことから聞くとちょっと整合性が取れないんじゃないかなと疑問に感じたんですけども、足ささっていかないんじゃないですか。
議長	業務係長。
事務局	従前の審議のこちらの調査書の出している面積はですね、農地法3条のほうは経営地、基盤強化のほうは取得後という載せ方を従前からずっとしておりますので、今森委員からのご質問があった通り、3条については今経営地だけしか載せていません。基盤強化のほうは取得後という風になりますので、そこが違う、これはずっとこれまでもそのような形で提案というかご提示しているところでございます。
議長	ほかに質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	なければ質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第4号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月18日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号「非農地判定について」を議題といたします。議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号「非農地判定について」、非農地判定につきましては、農地法の運用通知において農地法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査、荒廃農地調査において、再生利用困難な農地があった場合は、農業委員会総会で農地に該当しない旨判定を行うこととされております。

これに基づきまして、先月の第2回農地パトロール推進会議において協議決定した1件について提案するものでございます。

【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号「幕別町に対する意見書について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。提出先は幕別町で、意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

議長 本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、香西農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。

1番 それでは、提案理由を説明させていただきます。第28回総会において農政部会へ付託されました、幕別町に対する意見書の内容について、去る11月25日に農政部会を開催し、協議、検討いたしました。

その結果、次の7項目とすることで決定いたしました。朗読は省略いたしますが、

- ・要請項目の一つ目は「自然災害による農業被害対策について」、
- ・二つ目は「地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて」
- ・三つ目は「農業農村整備予算の確保について」
- ・四つ目は「有害鳥獣の駆除対策について」
- ・五つ目は「国際通商交渉について」
- ・六つ目は「農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について」
- ・七つ目は「農業委員会関係予算の確保について」

であります。

以上の項目について幕別町へ意見書を提出し、国及び北海道に対して働きかけと、町に対しましても各種施策の推進を求めるものであります。なお、本総会において決定されましたら、12月11日に谷内会長、鯖戸代理、私の3名で町長への提出をしたいと考えております。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いをいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

はい、飛田委員。

14番 農政部会さんのほうで慎重にご検討いただいて、要望書・意見書ができてきたのかなと思うのだけれど、ちょっと1、2点あるんですけども、まずは、一番最後のページの7番目の(3)の部分、女性農業委員の研修の部分の費用負担、関係負担を深くせという風な意味合いにとれるんですけども、なんか来年特別委員委員、女性委員の研修かなんかを予定されて要望しているのか、それとも、農業委員全体の研修予算を十分に抜粋して確保してほしいのかというのが1点。それとその上の1番のところ、農業委員会の交付金だとか予算を十分に確保せと言いながらその一番最初の文言、「市町村の財政状況」これ本町の財政状況ではなく、市町村、言ってみれば単に市町村、関係する要望なのか。それとも本町の財政関係状況に応じてなのかちょっとその辺どういう意味合いがあるのかということ、その1点だけちょっとご説明いただければと思います。

議長 はい、事務局長。

事務局	<p>まず(1)の「市町村の財政状況に左右されず」というところに関しましては、これは幕別町に限らず全市町村、やはり職員の給与その他は当然町のほうで持っている、市町村のほうで負担しているということで、これの体制につきましてはほぼ全市町村同じような形なのかなということなので、幕別町に限らず、農業委員会全体として農業委員の職員体制全体としてこのようなきちんと予算的にもしっかり支えてもらえるような形を取っていただきたい。これを国、道のほうにも要望のほう、働きかけをお願いしたいという意味での市町村ということでありませう。</p> <p>それと(3)、女性農業委員の関係、実際に今季に入りましてから全道の研修会、そして十勝管内レベルでも研修会のほう開いておりますけれども、さらについて言ったらおかしいんですけども色々な女性農業委員ということで、こちら幕別のほうはしっかり地区も担当していただいておりますところではありますけれども、さらにそれ以外の取り組みも含めてお願いできたらなということも含めての要望の内容となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>いいですか、来期も女性委員確保するのにかいというあれもありますけれども、それは改選</p>
14番	<p>来年というか、次年度の予算の中でまた特別に女性農業委員さんのそういった研修を特別に組みながら予算要求していくのか、それとも今言ったように過去の研修やなんかを大事に、出席できるようにその措置をしていくのか。その辺をちょっと。</p>
事務局	<p>大変失礼いたしました。今現在、当初のほうにおきましては女性農業委員さんの研修に関しては、全道のほうに関しては任期中1回ですから3年に1度というような要望を取っている形をしているところがございます。できれば、毎年参加できるような体制をお願いしたいという意味も含めております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかにご質疑ございませんか。意見書に対してご質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>なければ質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。 これをもちまして、第29回農業委員会総会を閉会します。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p>